

平塚市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、タクシー事業者等がユニバーサルデザインタクシーを導入することに対して、その導入経費の一部を補助することにより、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図り、もって子育て世帯から高齢者、障がい者等の公共交通機関の利用環境の改善を図ることを目的とする。
- 2 平塚市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 車種 各自動車メーカーが独自に定める（カタログなどに表記されている）車の呼称
 - (2) ユニバーサルデザインタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（令和6年4月1日国自旅第439号）に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両（以下「国認定車両」という。）で、次のアまたはイに掲げるもの（以下「UDタクシー」という。）をいう。
 - ア 電動機を原動機として使用する自動車（電動機と内燃機関を原動機として併用する自動車を含む）
 - イ 同一車種において、国認定車両が内燃機関のみを原動機とするもののみである場合は、その自動車
 - (3) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を営業者であつて、本市内に事業所を持つ者をいう。
 - (4) タクシーリース事業者 タクシー事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の用に供するため、タクシー事業者にUDタクシーを貸与する事業者をいう。

(補助対象事業及び補助対象事業者)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内のタクシー事業所に配置する、事業の用に供するUDタクシーを導入する事業とする。
- 2 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、タクシー事業者又はタクシーリース事業者とし、UDタクシーの導入に係る経費を補助対象とする国の補助金交付要綱等（以下「国の規定」という。）に基づき、UDタクシーの導入について、国から助成される見込みがある者とする。

(補助対象からの排除)

- 第4条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人であって、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じて、補助金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業者が行う補助事業のうち、UDタクシー車両本体の購入費とする。ただし、仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該年度本市予算の範囲内において市長が決定する額とする。ただし、車両1台あたりの補助上限額は15万円とし、補助事業に係る国の負担額を超えることができない。

(交付申請)

第7条 規則第5条に規定する補助金交付申請は、平塚市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金交付申請書(第1号様式及び第1号様式別紙)に別表1の中欄に掲げる補助対象事業者に応じ、右欄に掲げる必要書類に定める添付書類を添えて行うものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第2項の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助車両を使用するタクシー事業者は、補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会(一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会)が推進する「ユニバーサルドライバー研修」の修了者を2名以上配置すること。
- (2) タクシーリース事業者は、補助車両の使用者(貸与先タクシー事業者)に対するリース料の算定にあたり、元本相当額から補助金相当額を減額すること。

2 市長は、前項の条件以外に、各年度の補助事業の内容等を考慮し、必要な条件をその都度定めることができる。

(交付決定通知)

第9条 規則第7条の規定による補助金交付決定通知は、平塚市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第11条の規定による実績報告は、平塚市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金に係る補助事業完了実績報告書(第3号様式及び第3号様式別紙)に、別表2の中欄に掲げる補助対象事業者に応じ、右欄に掲げる必要書類添付書類を添えて、当該補助事業が完了した日から30日を経過した日、又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに行

わなければならない。

（補助金額の確定）

第 1 1 条 規則第 1 1 条に規定する補助金の額の確定は、平塚市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金交付額確定通知書（第 4 号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第 1 2 条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、平塚市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金支払請求書（第 5 号様式）により、市長の指示に従い補助金の請求を行うものとする。

（補助金の取り消し及び返還）

第 1 3 条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し期限を定めて、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 本市からの補助金の交付を受けたにもかかわらず、補助金の交付を受けた会計年度内（国における出納整理期間を含む。）に国から補助事業に係る補助金の交付を受けなかったとき。
- （4） 第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- （5） 次条第 2 項の規定に反したとき。

（財産の処分の制限）

第 1 4 条 補助対象事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

- 2 規則第 1 5 条に規定する市長が定める期間は、5 年とする。
- 3 補助対象事業者は、前項に定める期間内に、規則第 1 5 条に掲げる取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ平塚市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金に係る財産処分承認申請書（第 6 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定により取得財産を市長の承認を受けて処分することにより補助対象事業者収入があった場合には、市長は当該補助対象事業者はその収入の全部又は一部を納付させることとする。

（関係書類等の保管）

第 1 5 条 規則第 1 6 条に規定する書類及び帳簿等は、補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、別に定める。

別表 1（第 7 条関係）

	補助対象事業者	必要書類
1	すべて	道路運送法における一般乗用旅客自動車運送事業者であることが確認できるものの写し(※1)
2	すべて	補助車両の導入に係る見積書の写し（本体価格や車名（車両の型式）等が明記されているもの）
3	すべて	補助車両の仕様等がわかるものの写し
4	すべて	国の規定に基づく、UDタクシー導入に係る補助金の交付決定を証する書類の写し（書類の提出が困難な場合は、補助事業に係る国の規定に基づく補助金交付申請書の写し（※2））
5	タクシーリース事業者	貸与先（予定）タクシー事業者、及び貸与期間が5年以上を予定していることが確認できる書類の写し
6	市長が必要と認める者	その他市長が必要と認める書類

※1 補助対象者がタクシーリース事業者の場合は、補助車両貸与（予定）先タクシー事業者のものである。

※2 国から交付決定を証する書類が交付されたときは、速やかにその写しを提出すること。

別表 2（第 10 条関係）

	補助対象事業者	必要書類
1	すべて	補助車両の導入に係る請求書の写し（本体価格や車名（車両の型式）等が明記されているもの）
2	すべて	補助車両の自動車検査証の写し
3	すべて	導入した補助車両の写真（外観、ナンバーのわかるもの）
4	すべて	補助車両1台につき、配置予定乗務員（※3）2名以上がユニバーサルドライバー研修修了済みであることを確認できる書類
5	すべて	補助車両の導入に係る支払いを証する書類（領収書等）の写し（期限内に提出できない場合は、後日提出する旨の確約書）
6	すべて	国の規定に基づく、国の負担額を証する書類（額の確定書等）の写し（期限内に提出できない場合は、後日提出する旨の確約書）
7	タクシーリース事業者	補助車両がタクシー事業所に貸与されたこと、貸与期間が5年以上であることが確認できる書類の写し
8	タクシーリース事業者	補助車両が市内タクシー事業所に配置されたことが確認できる書類
9	市長が必要と認める者	その他市長が必要と認める書類

※3 補助対象者がタクシーリース事業者の場合は、補助車両貸与先タクシー事業所における配置予定乗務員。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日（令和元年6月28日）から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以降の補助金の交付申請に係る事業について適用し、同日前の規定に基づき補助金の交付申請が行われた事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以降の補助金の交付申請に係る事業について適用し、同日前の規定に基づき補助金の交付申請が行われた事業については、なお従前の例による。